

広島市水道局請負工事検査要領

(令和2年4月1日制定・令和4年4月1日最終改正)

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局検査事務規程(昭和44年水道局規程第12号。以下「検査事務規程」という。)第1条に基づき、工事の請負契約に係る検査に必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査事務規程第2条に基づく検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 部分検査
 - ア 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
 - イ 契約解除に伴う既済部分検査 契約が解除された場合、引渡しを受ける必要があるときにおいて、工事の既済部分を確認するための検査
 - ウ 完済部分検査 工事の完成前に既済部分の引渡しを受けるべきことを指定している場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (3) 中間検査 工事の施行過程において行う技術的検査

(用語)

第3条 検査事務規程及びこの要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額とは、工事設計書に記載されている工事請負費(工)をいう。
- (2) 検査事務規程第3条の管理者及び検査事務規程第8条、第16条の所管部長とは、別表の工事担当課を所管する工事担当部長をいう。
- (3) 検査事務規程第6条から第7条、第15条の所管課長とは、別表の工事を担当する工事担当課長をいう。

(検査担当課)

第4条 検査担当課の技術部技術管理課が行う検査は、技術部施設課、管路工事課、管理事務所が施工する工事のうち、当初の設計金額が1,000万円以上の建設工事とする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 減圧弁分解補修工事
- (2) 塗装工事(水管橋・添架管)
- (3) 補修工事(白パッキン)
- (4) ボルトナット取替工事

- (5) 定置式自記録水圧計設置工事
- (6) 電食防止装置設置工事
- (7) 機械工事
- (8) 電気工事
- (9) 緊急に発注を要する応急復旧工事に係る契約事務の特例対象工事(ただし、土木災害復旧工事で高度な技術を要する工事かつ浄水場が検査担当課となる場合は、検査担当課は技術管理課とする)

2 前項以外の工事は、別表の検査担当課が行うものとする。ただし、別表の検査担当課が特段の事情により行えない場合はこの限りではない。

(工事検査員の選定)

第5条 検査担当課長は、検査担当課に所属する職員を工事検査員とする場合には、主任技師以上の職位の者から選定し、別表の工事担当部長に具申するものとする。ただし、「低入札価格調査対象工事」及び「最低制限価格と同額で契約した工事」においては、係長以上の職位の者から選定するものとする。

2 工事担当課に所属する職員を工事検査員とする場合には、当該工事を担当する係以外の係に所属する職員とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

この場合、当該工事の監督員を工事検査員に選定してはならない。

3 設計変更により設計金額に増減が生じた場合、原則として、工事検査員の任命替は行わないものとする。

(工事検査員の任命)

第6条 工事担当部長は、第5条の規定による具申を考慮して、工事検査員を任命するものとする。

(工事検査員の数)

第7条 工事の請負契約ごとに置く工事検査員の数は、1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、混成工事等の検査にあつては、必要に応じて工事検査員を2人以上にすることができるものとする。ただし、2人以上の検査員により検査を行う場合には、検査担当課長は、それぞれの検査員の検査の対象を工事種別等により定めるものとする。

(検査の実施)

第8条 完成検査は工期内検査を原則として、検査日は契約工期の期限7日前を目標とする。

2 工事検査員は、検査をしようとするときは、監督員と事前に検査の日時及び場所を調整し、取り決めなければならない。

3 工事検査員は、工事担当課長からの検査請求において、検査の日時及び場所が定められて

いる場合、及び監督員が受注者に対して検査を実施する旨を事前に通知している場合は、検査事務規程第9条の通知を省略できるものとする。

- 4 工事検査員は、原則、検査日の3日前(閉庁日を除く。)までに工事の履行状況、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等が確認できる工事関係書類、工事記録写真、工事完成図等の成果物の提出を監督員に求めるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

(検査の立会い)

第9条 検査事務規程第9条に基づき検査の立会いは、監督員、現場代理人及び主任(監理)技術者等の立会いのもとに検査を行うものとする。ただし、契約が解除された場合に行う検査の立会いにおいて、検査担当課長が受注者の立会いが困難と認めるときは、監督員のみでの立会いとする。

(検査の中止)

第10条 検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに、検査担当課長に報告しなければならない。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) 工事施行結果に重大な欠陥が認められたとき。

(検査に不合格部分がある場合の処置)

第11条 検査事務規程第16条に規定する検査に不合格の場合の手直し等は、次により処理するものとする。

- 2 検査の結果、不合格部分がある場合、工事検査員は、修補事項、修補完了期限を明示して、当該期間内に、不合格部分の施行を完了させるよう監督員に修補事項指示書兼報告書をもって指示するものとする。
 - (1) 工事担当課長は、修補完了期限内の修補完了確認ができない場合において、受注者に対し、完成検査不合格通知書、既済部分検査不合格通知書、完済部分検査不合格通知書を通知し、修補の指示を行うものとする。
 - (2) 工事完成通知書を工期末日に受けた場合において、不合格部分がある場合の処置は、前号に準じ処理するものとする。
- 3 受注者から修補完了通知書を受理した場合は、この要領の条項に準じ、再検査を実施するものとする。
- 4 工事検査員は、再検査を終了し完成と認めた場合において、次条に規定する工事検査調書を作成するものとする。

(工事検査調書)

第12条 検査事務規程第15条に規定する工事検査調書は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 工事検査員は、給付が完了していることを確認した場合は、検査終了後速やかに工事検査調書(完成検査、既済部分検査、契約解除に伴う既済部分検査、完済部分検査)を作成し、工事担当課長に提出するものとする。
- (2) 2人以上の工事検査員により検査を行った場合の工事検査調書は、連署で提出するものとする。

(検査結果の通知)

第13条 工事担当課長は、給付の完了が認定された場合は、完成検査結果通知書、既済部分検査結果通知書、完済部分検査結果通知書を受注者に通知するものとする。

(委任)

第14条 中間検査に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、広島市水道局請負工事中間検査実施要領に定めるところによる。

- 2 様式については、技術部技術管理課長が別に定めるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか必要な事項は、技術部技術管理課長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

| 工事担当課 | 工事担当部長 | 検査担当課 | |
|-----------|--------|------------|-----------|
| 技術部 施設課 | 施設担当部長 | 主たる維持担当所・場 | |
| 〃 管路工事課 | | | |
| 〃 設備課 | 設備担当部長 | 主たる維持担当所・場 | |
| 〃 牛田浄水場 | | | 技術部 緑井浄水場 |
| 〃 緑井浄水場 | | | 〃 高陽浄水場 |
| 〃 高陽浄水場 | | | 〃 牛田浄水場 |
| 〃 中部管理事務所 | 維持担当部長 | 〃 西部管理事務所 | |
| 〃 東部管理事務所 | | 〃 北部管理事務所 | |
| 〃 西部管理事務所 | | 〃 中部管理事務所 | |
| 〃 北部管理事務所 | | 〃 東部管理事務所 | |